

長野県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第8条の規定に基づき、評価調査者養成研修等の実施内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修(以下「養成研修」という。)、評価調査者継続研修(以下「継続研修」という。)及び更新時研修の3種類とする。

(養成研修)

第3条 長野県(以下「県」という。)は、評価調査者の養成のために、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条第9号に該当し、かつ県が受講承認した者を対象に、評価の実施に必要な知識や手法等を習得させるための養成研修を行う。

2 養成研修の標準となるカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(継続研修)

第4条 県は、養成研修修了者に対して、評価業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、継続研修を行う。

2 継続研修の標準となるカリキュラムは、別表2のとおりとする。

(更新時研修)

第5条 県は、更新時研修を行う。

2 当該更新時研修は、評価機関が社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、当該認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該評価機関の主たる所属評価調査者が受講するよう努めなければならない、または、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、現に有効な認証期限の前1年以内から、必ず受講しなければならない。

3 全国社会福祉協議会が実施する更新時研修の修了者は、県の実施する更新時研修の修了者とみなすことができる。

4 更新時研修の標準となるカリキュラムは、別表3のとおりとする。

(研修の実施)

第6条 研修は、原則として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者又は県が適当と認めた者を講師として実施する。

- 2 県は、研修に係る実費（資料代等）について、受講者に負担を求めることができる。
- 3 研修のカリキュラム、開催回数、開催時期及び受講定員は、年度ごとに県が定める。
- 4 県は、養成研修を実施する場合は、県ホームページ等により、研修の案内を行う。

（研修の修了）

第7条 受講者は、1回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修しなければならない。

- 2 災害等により交通手段が途絶した場合などやむを得ない事由により研修を受講できなかった者については、県が示す課題について記述したレポートの提出をもって、評価業務の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修を受講したものとみなすことができる。
- 3 養成研修については、研修終了時に評価業務の実施能力に関する判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。

（判定会）

第8条 第3条第1項の受講承認及び前条第3項の修了判定は、長野県福祉サービス第三者評価推進委員会委員3名による判定会の審議を経て県が決定する。

（修了証の交付）

第9条 県は、研修の修了者に、研修修了証を交付する。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、研修を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。